

規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、安全技術応用研究会（以下「当会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、安全技術の研究・開発及び普及を通じて機械や設備への安全技術の導入により、人の安全確保と生産性の向上に貢献するとともに、産業界の一層の繁栄を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

1. 安全技術及び応用技術の研究・開発並びに普及、規格の提案
2. 安全確認型の論理に基づいた安全方策の研究・開発及び普及
3. 会員相互の情報交換
4. 国内外の関連官庁及び関連団体との連携
5. 安全技術及び応用技術に関する普及団体に対する支援
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当会の目的に賛同し入会した個人又は団体を会員（以下「会員」という。）とする。

2 当会に入会し会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費の負担)

第6条 会員は、当会の事業活動にともなう費用に充てるため、毎年1月に次の年会費を支払う義務を負う。なお、当会事業年度の7月以降に入会した会員の入会年度の年会費は半額とする。

一 法人会員 年会費 金10万円

二 個人会員 年会費 金1万円

2 相互に会員になる場合など、理事会が認めたときは年会費を免除することができる。

3 年会費は事由のいかんにかかわらず返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、当会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名

することができる。この場合、会員総会の1週間前までに当該会員に除名の理由を通知し弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この規約その他当会において定める規則に違反したとき。
- 二 当会の名誉を傷つけ、又は当会の目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第6条の支払義務を履行しなかったとき。
- 二 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第10条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第11条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等を支払う場合の基準
- 三 計算書類等の承認
- 四 規約の変更
- 五 解散及び残余財産の分配
- 六 その他会員総会で決議するものとしてこの規約で定めた事項

(開催)

第12条 会員総会は、定時会員総会として毎年度1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか必要がある場合に開催する。

(召集)

第13条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事に対し会員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求できる。
- 3 前項の請求をした会員は、前項の請求をした日から4週間以内の日を会員総会の日とする会員総会の通知が発せられない場合、会員総会を招集することができる。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第15条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議及び代理)

第16条 会員総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 規約の変更

四 解散

3 会員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、代理人は委任状を当会に提出するものとする。

(議事録)

第17条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 当会に次の役員を置く。

一 理事 3名以上5名以内

二 監事 1名

2 理事の過半数は、当会の会員とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち1名を会長とし、副会長を置くことができる。会長及び副会長は、理事の互選で決める。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、業務執行を決定する。

2 会長は、当会を代表し、当会の業務を統括する。なお、会長に事故あるときは副会長が会長の職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも全ての会の活動に出席することができるものとする。また、監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、3か月ごとに理事会に当会の財産状況を報告しなければならない。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第18条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第25条 当会は、顧問を若干名置くことができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長の選定並びに解職

2 理事会は、3か月に1回以上開催しなければならない。

(召集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は各理事が理事会を招集する。

3 理事は、必要と認めたときは随時会長に理事会の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。この場合、招集請求をした理事は、招集を請求した日から5日以内に、当該請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、理事会を招集することができる。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。副会長を置いてないとき又は前項により理事会が招集されたときは理事の互選で他の理事がこれにあたるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 月例会及び委員会

(月例会)

第31条 当会は会員相互の情報交換等を行うため月例会を行う。

2 月例会は毎月1回開催し、会員は月例会に参加することができる。会員でない者は、会長の承認を得て月例会に参加できる。

(企画運営委員会)

第31条の2

当会は、月例会を行うため企画運営委員会を設置する。

2 月例会の企画、運営に関する事項は企画運営委員会が決定する。

3 企画運営委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 企画運営委員会の委員の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

5 企画運営委員会は、毎事業年度ごとに当該事業年度における活動報告、翌事業年度における活動計画を理事会に提出しなければならない。

6 企画運営委員会の運営に関する基本的事項は理事会の承認を得て会長が決定する。委員会の運営に関する細目は当該委員会において定める。但し、理事会の承認を得るものとする。

(委員会の設置等)

第32条 会長は、理事会の承認を得て、当会の目的たる事業を行うため当会に委員会（第31条の2の企画運営委員会を除く。）を置くことができる。

2 第1項により設置された委員会については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

第8章 研究成果・知的所有権・秘密保持

(成果物の公表等)

第33条 会員は、当会における研究成果に関して、対価の有無にかかわらず開示・公開・公表等をしようとするときは、その内容、時期、方法等について理事会の承認を得なければならない。
(知的所有権)

第34条 当会に関わる知的所有権等の取扱いに関しては理事会において定める。

(秘密保持)

第35条 会員は、当会の活動に関する全ての情報について他に漏えいしてはならない。ただし、公知情報又は理事会の事前の承認を得た場合はこの限りでない。

(非会員)

第36条 会員でない者が当会の部会又は委員会等に参加する場合、当該部会又は委員会の長は当該非会員から第32条及び前条に関して書面による承諾を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第37条 当会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。但し、事務局長については、理事会の承認を得なければならない。

4 事務局長の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

5 事務局長の職務並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第10章 基金

(基金の拠出等)

第38条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所、方法その他必要な事項を清算人において定める。

(基金の提供)

第39条 当会は、第4条第6号の支援事業として、会員総会において承認を得た提供先に対しその承認を得た範囲で基金を提供できるものとする。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を得て、会員総会の承認を得なければならない。

2 会長は、理事会の承認を得て、毎事業年度開始後、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、又は支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 当会の事業報告及び決算、予算、事業計画については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成して監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時会員総会に提出し第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号ないし第4号の書類については総会で承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 決算書

三 予算書

四 事業計画

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか監査報告を当会事務所に5年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を当会事務所に備え置くものとする。

第12章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、会員総会の決議によって変更することができる。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

(解散)

第44条 当会は、会員総会の決議により解散する。この場合の決議は第16条第2項の定めによる。

2 当会の清算に関して必要な事項は、前項の決議の際に定める。

(残余財産の帰属)

第45条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、安全技術の進歩発展・普及促進を図る団体に贈与するものとする。

附 則

(施行日)

本規約は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

(施行日)

本規約は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

(施行日)

本規約は、平成30年2月16日から施行する。